

農振法実務研修のご案内

農業振興地域制度に関する実務研修会及び意見交換会を開催します。

前半は、各自で課題(参考として昨年の課題の一部を添付しています)を解いていただき、参加者のみなさんと話し合いながら回答を導きだしていただきます。

後半は、日ごろから疑問に思っていることや困っていることを出し合い、意見交換をすることで、農振法担当者としてのスキルアップすることを目的としています。

日時：令和7年9月30日（火）10：30～15：30

場所：まちづくり市民交流プラザ 南館3階 会議室B

（広島市中区袋町6番36号）

説明者：特定非営利活動法人 がんばる農家のパートナー理事

資料代：4,180円(現金又は後日振込)

申込期限：令和7年9月25日(木)

申込方法：当法人ホームページから申込をお願いします。

<https://ganbaru-partner.com/>

特定非営利活動法人 がんばる農家のパートナー
広島市西区三篠町1丁目2-24-103

問い合わせ先：info@ganbaru-partner.com

又は090-3633-2798(担当:橋本)

設例

- 課題1 農用地区域内の山間の農地((地目:畑)(基盤整備事業も実施されておらず一団の農地でもない))に農業用倉庫を建設したいとの要望があるが、あなたは、用途区分変更をすればよいと考えていますが、その根拠(農振法、農振法施行令、農振法施行規則)はどこになるのでしょうか。
- 課題2 前年の6月に資材置場にするとして申し出があり、農用地区域から除外した農地(同年8月に農地転用許可済)について、今年9月になっても事業に着手されていない場合、農振法担当部局や農業委員会はどのような対応をすべきでしょうか。
- 課題3 現在(10/2日)、補助金を活用して農業用施設を建設しようという動きがあなたの市町の中で進んでいます。
あなたの市町の農業振興地域整備計画の変更は年3回と決まっています。
しかし、補助金の関係上、施設は3月までに完成しなくてはなりません(完成には5か月必要です)。
補助金担当からなんとかならないかと相談がありました。
あなたはどうしますか。
- 課題4 追認(農地転用)許可は判例において認められていますが、追認許可できない場合、農振担当はどうすべきでしょうか。